

伊賀市職員の営利企業への従事等の許可に関するガイドライン

令和8年1月7日 作成

1 目的

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条において、職員（短時間勤務会計年度任用職員を除く。）は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ねることができず、また、自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないこととされています。

本ガイドラインは、職員の営利企業への従事等（以下「兼業」という。）の任命権者の許可について、法及び伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（平成16年伊賀市規則第47号。以下「規則」という。）に基づき、その運用について定めることを目的とします。

2 基本的な考え方

日本国憲法においては、公務員も含めて職業選択の自由が保障されているところですが、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければいけないことから、地方公務員法により、職員は、任命権者の許可を受けなければ兼業をしてはならないこととされています。

従って、全体の奉仕者たる職員の本質に反することがなく、職務の公正性が担保され、また職務専念の義務と矛盾しない場合に限り、兼業を許可できるものであり、規則第4条第1項において、次の許可に関する基準を設けています。

- ① 職員（申請者）の占めている職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、又はその発生するおそれがない場合（職務の公正の確保）
- ② 職員（申請者）の職務の遂行に支障がなく、又は支障を及ぼすおそれがない場合（公務能率の確保）
- ③ 当該兼業をすることが、全体の奉仕者たる公務員として不適当でないと認められる場合（職員の品位の保持）

3 許可申請の区分

兼業の許可を受けようとする職員は、次の区分に応じ、規則で定める許可申請書により、任命権者に申請します。なお、兼業については、いかなる場合でも職員の自発的な意思に基づくものでなければなりません。

- ① 不動産等賃貸 様式第1号
- ② 太陽光電気の販売 様式第2号
- ③ 営利企業の役員等の地位の兼業 様式第3号
- ④ ①～③以外に、報酬を得て事業又は事務に従事する場合など 様式第4号

 Point ④に該当する兼業は、年度ごとに許可申請が必要です。また、年度の途中で人事異動があった場合も、改めて許可申請を要します。

4 許可できる場合

前述の許可に関する基準に照らし、次のいずれにも該当する場合に限り、任命権者は兼業を許可することができます。

- ① 職員（申請者）の占めている職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、又はその発生するおそれがないこと

Point 「利害関係」とは、許認可、検査、税の賦課徴収、補助金の交付、工事その他業務の請負、行政指導、指定管理者の指定、物品の購入等において、当該営利企業等が申請者の占めている職の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るものであって、職務の公正の確保を妨げるものをいいます。

- ② 公務における時間外勤務の時間数と兼業時間数を合計して、月 80 時間かつ年 720 時間を超えるおそれがないこと

Point 許可を受けた場合、制限されている時間を超えないよう計画的に兼業する必要があることが前提ですが、公務上の緊急対応等により万が一超過した場合は、直ちに所属長へ報告してください。時間の超過が繰り返される場合は、許可を取り消すことがあります。なお、年 720 時間の上限は、任意の月から過去 1 年間における累計時間数により判定します。

- ③ 兼業時間が終了する時刻から公務における正規の勤務時間が始まる時刻との間に 11 時間以上のインターバルがあること

Point 公務の始業時間が 8 時 30 分の場合は、前日 21 時 30 分までに兼業を終了しなければなりません。なお、年次有給休暇等の取得により、公務の始業時間が変更される場合は、変更後の始業時間から 11 時間前までの兼業ができます。

- ④ 時間外勤務を命ぜられた場合も含めて、従事することを命ぜられた公務を優先させることができる兼業であること

Point 兼業を理由として業務上必要な時間外命令や選挙事務への従事といった公務を断ることはできません。

- ⑤ 職員（申請者）の職務の遂行にあたり、能率の低下を来すおそれがないこと

- ⑥ 当該営利企業への従事等により受け取る報酬の額が社会通念上妥当と認められるものであること



Point 公務員であること等を理由として、報酬の額が他と比べて高くなること、又は低くなることがあってはいけません。

- ⑦ 政治的活動、宗教的活動若しくは公序良俗に反する活動又はそれらに該当するおそれがあると認められるなど職員が行うものとして不適当と認められないものであること



Point 配偶者同行休業の期間中や特別の事情により任命権者が認める場合には、②～⑤を適用しないことがあります。

5 許可しない場合

規則第3条第1項第4号に該当する兼業の許可申請については、次のいずれかに該当する場合には、任命権者は兼業の許可をしないことがあります。

- ① 勤務成績が直近の人事評価の結果又は当該申請日までの1年以内における勤務の状況を示す事実に照らして不良であったとき
- ② 休職又は長期の病気休暇期間中であるとき
- ③ 育児短時間勤務、部分休業、介護休暇、介護時間又は修学部分休業により勤務しないことが認められた勤務時間中に兼業時間が含まれるとき
- ④ 育児又は介護のための時間外勤務の免除又は制限を請求している期間中であるとき
- ⑤ 条件付採用期間中であるとき



Point 許可を受けた職員であっても、上記のいずれかに該当することになった場合には、許可が取り消されることがあります。

6 許可を要する不動産等の賃貸

建物・土地や駐車場等を賃貸して収入を得ようとする場合は、得られる収入の額等に関わらず許可を要することとします。様式第1号にて許可申請してください。



Point 国家公務員においては、独立家屋であれば5棟以上、駐車場であれば台数10台以上の場合には許可を要するといった基準が定められていますが、伊賀市ではこれらを適用していません。

7 許可を要する太陽光電気の販売

太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合は、許可が必要な兼業とします。様式第2号にて許可申請してください。なお、定格出力が10キロワット未満の場合は、許可を要しません。

8 許可を要する営利企業等の役員等の地位

役員等の地位を兼ねる場合に許可を要する営利企業等とは、会社法（平成17年法律第86号）に基づいて設立される株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、特例有限会社、その他営利行為を業とする社団などが含まれます。これらの営利企業等の役員等の地位を兼ねようとする場合は、報酬の有無に関わらず、様式第3号にて許可申請してください。

なお、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、消費生活協同組合などは、実質的には営利とみなされる商行為を行っているものの、それぞれの法律により営利を目的としているとは認められないことから、営利企業等には含まれません。同じく、営利を目的としない団体として、国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人などがあります。これらの団体の役員等の地位を兼ねる場合、無報酬であれば許可を要しませんが、報酬を得る場合には「報酬を得て事業または事務に従事する」こととなり、許可が必要ですので注意してください。（次項参照）

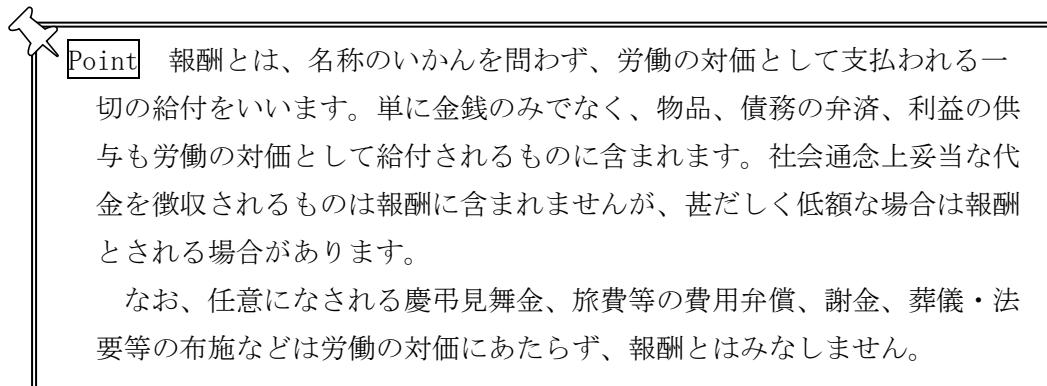
また、役員等とは、その名称のいかんを問わず、業務の執行又は業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいうとされており、会社や団体の定款や規約等により判断せざるを得ませんが、一般的には取締役、監査役、無限責任社員、理事、監事、支配人などが挙げられます。また、規則第2条において、顧問、評議員、発起人、清算人等も許可を要する地位としています。

9 許可を要するその他の兼業

自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合には許可を要しますので、様式第4号にて許可申請してください。

許可を要する兼業の例は次のとおりです。

- ① 報酬を得て、営利を目的とする私企業又は営利を目的としない団体等の事務若しくは事業に従事する場合



② 収入を得る事業等を自ら営む場合



Point 他人の名義であっても職員が実質的に事業を営んでいると客観的に判断される場合は許可を要します。

③ 統計調査員や他の地方公共団体の附属機関の委員等に任命され報酬を得る場合

10 許可申請の方法

① 様式第1号又は様式第2号にて許可申請する場合

申請者は、申請書に必要事項の記入、押印の上、所属長（申請者が課長等や次長等の場合は部局長、申請者が部局長の場合は副市長）に提出します。所属長等は、申請書の所属長等意見欄に必要事項の記入、押印の上、人事課（任命権者が市長でない場合は、部局の庶務担当課。以下この項において同じ。）へ提出してください。

② 様式第3号又は様式第4号にて許可申請する場合

ア 申請者が所属長未満の場合

申請者は、申請書に必要事項の記入・押印の上、所属長に提出します。所属長は、所属長等所見欄に必要事項の記入・押印の上、管轄する次長等及び部局長の確認印を経て人事課へ提出してください。

イ 申請者が所属長の場合

申請者は、申請書に必要事項の記入・押印の上、次長等に提出します。次長等は、所属長等所見欄に必要事項の記入・押印の上、部局長の確認印を経て人事課へ提出してください。

ウ 申請者が次長等の場合

申請者は、申請書に必要事項の記入・押印の上、部局長に提出します。部局長は、所属長等所見欄に必要事項の記入・押印の上、人事課へ提出してください。

エ 申請者が部局長の場合

申請者は、申請書に必要事項の記入・押印の上、次長等に提出します。次長等は、所属長等所見欄のうち「職務の遂行に与える影響その他意見等」欄に必要事項の記入・押印の上、副市長に提出してください。副市長が「職務の遂行に与える影響その他意見等」欄の確認印を押印するとともに、「申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等」欄の記入・押印を行います。



Point 異動の内示があった後、異動前に異動後の期間における許可申請をする場合、申請者は、所属長等所見欄のうち「職務の遂行に与える影響その他意見等」欄への記入・押印を、異動後の所属の申請日時点の所属長等に依頼した後で、申請日時点の自身の所属長等に「申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等」欄への記入・押印及び人事課への提出をしてもらうようにしてください。

③ 处理期間

申請書を受理した人事課は、原則として受理した日から3週間以内に許可又は不許可について処理するものとします。ただし、人事課は申請者に対して必要と認める書類を提出させることができ、申請者の都合により処理ができない期間は処理期間に算入しません。このほか、人事課は所属長等関係者への意見聴取や情報収集を行うことがあります。

なお、任命権者が市長でない場合の部局の庶務担当課が許可又は不許可について起案する際は、人事課を通して総務部長までを合議先としてください。

11 兼業の実績報告

兼業時間の制限その他許可の基準を満たしていることを確認するため、規則第3条第1項第4号に該当する兼業をしている職員は、兼業の実績等について、別紙報告様式により、月ごとに、該当する月の翌月10日までに、所属長を通して人事課へ報告してください。

なお、兼業の許可を受けている間は、1日も兼業に従事しなかった月も、報告が必要です。

12 廃止の届等

兼業の許可を受けている職員は、その兼業をやめたときは速やかに任命権者に届出なければなりません。営利企業従事等廃止届（様式第6号）に必要事項を記入し、所属長の確認印を受けた上で人事課（任命権者が市長でない場合は、部局の庶務担当課。）へ提出してください。

また、任命権者は、職員の兼業を許可した後において、その兼業が許可の基準に該当しなくなつたと認めた場合は、許可を取り消すことがあります。その場合、営利企業従事等許可取消通知書（様式第5号）にて、所属長を経由して、当該職員に通知します。

13 人事配置等

職員の人事配置や配属に当たっては、兼業の状況は一切考慮されません。従って、配属先の変更により、それまで許可を受けていた兼業ができなくなるおそれがあります。

雇用されて兼業する場合などは、あらかじめ雇用主の理解を得るようにしてください。

14 その他

兼業等により20万円を超える副収入がある場合は、年末調整ではなく、個人による確定申告が必要です。また、兼業を行うにあたっては、自身の健康管理も含め公務への支障を来さないようにすることは当然のこと、トラブル等により信用失墜行為を招かないよう留意し、労働や兼業する業種に關係する法令、ルール等の確認を怠らないようにしてください。

～Q&A～

1 知り合いから講演を依頼され、講演料が出るとのことだが、営利企業従事等の許可が必要ですか？

☞ 繙続的又は定期的ではない単発的な講演等に対する講演料であっても、労働の対価たる報酬と考えられますので、営利企業従事等の許可が必要です。本の執筆により受け取る原稿料も同様です。

2 家業を手伝う場合にも営利企業従事等の許可が必要ですか？

☞ 一般的に家業を手伝うことによって、職員個人が事業主から報酬を得ることは考えられず、その場合には営利企業従事等の許可を要しません。ただし、職員が自らの名義で営利を目的とする事業を行う場合や、職員個人として報酬を受け取るような場合は、許可が必要です。

3 兼業で農業をしようと思うが、営利企業従事等の許可が必要ですか？

☞ 自身やその家族において消費される程度の生産を行う農業であれば営利企業従事等の許可は不要ですが、営利を目的として営む場合は許可が必要です。

4 兼業が可能な業種を教えてほしい。

☞ 許可の基準に該当する兼業であれば業種を問いません。事業者に雇用される場合の例としては、スポーツインストラクター、バス・タクシー運転手、スーパーマーケットでの品出し・レジ業務、飲食店での給仕、塾講師などが挙げられます。また自ら営利を目的とする事業を営む場合の例としては、書道教室や飲食店の開業、手作り小物の販売、演劇俳優としての出演などが挙げられます。

5 フリーマーケットやフリマアプリで不用品を売却して収入を得る場合に、営利企業従事等の許可が必要ですか？

☞ 不用品の売却であれば、労働の対価たる報酬には当たりませんので、営利企業従事等の許可是不要です。ただし、収入を得ることを目的に、商品を仕入れて売却する場合は「自ら営利企業を営む」ことになりますので、許可なく行うことはできません。

6 動画投稿サイトに動画を投稿し、広告料等の収入を得てもよいですか？

☞ 営利企業従事等の許可を受けている場合は可能です。

7 株式投資での運用益を得ている場合も営利企業従事等の許可が必要ですか？

☞ 営利企業従事等の許可は必要ありません。

8 自治会の会長に就任し、会則により報酬が出ることだが、営利企業従事等の許可が必要ですか？

☞ 自治会等の役員に支払われる手当等については、自治会によって「報酬」「手当」「謝金」など様々な名称が用いられますが、一般的に実費弁償及び謝礼を複合したものであると考えられることから、名称のいかんを問わず、労働の対価たる報酬とは取り扱わないこととし、営利企業従事等の許可は要しません。また、自治会の役員に準ずると考えられる地域の役員についても同様とします。

9 年次有給休暇を取得して兼業することはできますか？

☞ 年次有給休暇の取得により、職務専念義務が免除されている時間中に兼業することは問題ありません。ただし、特別休暇は特別の事由に基づき取得できる休暇であることから、夏季厚生休暇を含め、特別休暇を取得しての兼業はできません。

10 育児休業中でも兼業できますか？

☞ 育児休業若しくは自己啓発等休業又は組合専従による休職の期間中であっても、その休業等の趣旨に反しない範囲において可能な兼業であれば、許可を受けた上で兼業することができます。

なお、規則第3条第1項第4号に該当する営利企業従事等の許可を受ける場合は、原則として規則第5条第2項第1号で定める兼業時間数の上限（月80時間かつ年720時間）が適用されるとともに、休業等中であっても実績報告を提出いただく必要があります。

11 自営で兼業をする場合に、実績報告における「従事した時間」をどのように記入すればよいですか？

☞ 雇用されない形態で兼業を行う場合は、労働時間といった概念はありませんが、健康管理の観点から労働した時間の把握が必要ですので、その事業又は事務に資する作業を行った時間を従事した時間と捉え、報告書に記入してください。